



島根県報

平成30年3月13日（火）

号外第20号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第137号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	375号	大田市川合町川合字長田1288番の2地先から同1291番の1地先まで	前	メートル 9.00～12.80	メートル 26.00	県央県土整備事務所大田事業所 減幅 払下げ
			後	9.00～12.80	26.00	
県 道	安来伯太日南線	安来市安来町字内浜1954番6地先から同1957番2地先まで	前	7.80～17.90	80.40	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.70～15.15	80.40	
〃	仁摩邑南線	大田市仁摩町大国字宮村37番1地先から同64番1地先まで	前	17.37～19.31	210.18	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	19.31～27.29	210.18	
〃	珍崎浦郷港線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷2225番2地先から同2192番6地先まで	前	7.00～14.70	515.20	隠岐支庁県土整備局 道路改良工事 拡幅
			後	11.30～37.80	498.80	

島根県告示第138号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来伯太日南線	安来市伯太町草野590番6地先から同591番2地先まで	メートル 50.20	平成30年 3月13日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	仁摩邑南線	大田市仁摩町大国字宮村37番1地先から同64番1地先まで	210.18	平成30年 3月13日	県央県土整備事務所大田事業所	